

## 第5回安芸高田少年自然の家利活用検討委員会 次第

日時 平成29年11月21日(火) 10:00~  
場所 安芸高田市役所第2庁舎2階 221会議室

---

### 1. 開 会

(委員長あいさつ)

### 2. 協議事項

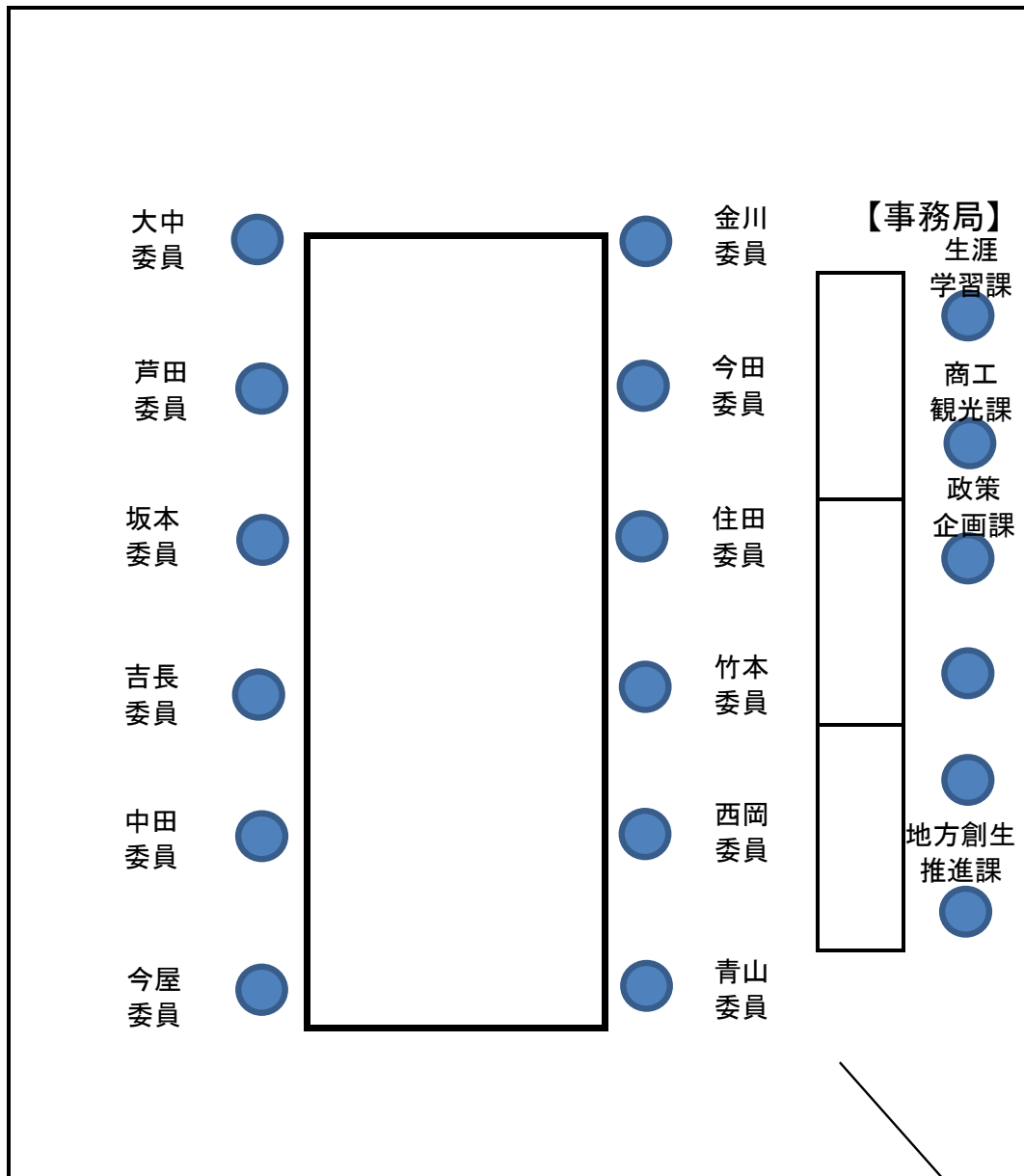
(1) 施設等の利活用に係る事業提案公募について 【資料1・資料2】

(2) 事業提案審査委員会について 【資料3】

### 3. 事務連絡

### 4. 閉 会

# 第5回 安芸高田少年自然の家利活用検討委員会配席表



# 安芸高田少年自然の家利活用検討委員会委員

所 属		氏 名
県立広島大学 客員教授		吉長 成恭
安芸高田市商工会		今屋えい子
安芸高田市工業会		坂本 守夫
安芸高田市観光協会		住田 希
安芸高田市ふるさと応援の会		中田 幸子
地域代表		今田 基良
利用者代表		芦田 宏治
		金川 佳寛
		大中 康治
委員（行政）	副市長	竹本 峰昭
	企画振興部長	西岡 保典
	産業振興部特命担当部長	青山 勝
事務局	地方創生推進課	高下 正晴 戸田 邦昭 山崎 葵
	政策企画課	行森 俊荘
	商工観光課	松野 博志
	生涯学習課	小椋 隆滋

## 安芸高田少年自然の家施設等の利活用に係る事業提案公募実施要領（案）

### 1. 事業提案公募の趣旨

安芸高田市では、平成 29 年 4 月より廃止となっている安芸高田少年自然の家の施設等について、移住・定住の促進及び地域の活性化と振興発展に資する利活用に向け、本要領に基づき、提案者自らが実施する事業提案を広く公募するものです。

### 2. 事業提案の諸条件

#### (1) 応募資格

本事業提案に応募できるものは、個人、団体又は企業を問いませんが、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。

イ 広島県内に本店、支店、営業所、住所を有していること。

ウ 本市の指名停止を受けているものでないこと。

エ 事業提案期間において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされているものでないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。

カ 公租公課を滞納していないものであること。

#### (2) 共同事業体としての参加

複数の事業者で構成する「共同事業体」として参加するときは、次のことに留意してください。

ア 共同事業体の代表者は、「(1) 応募資格」の全ての要件を満たしていること。

イ 共同事業体の構成員は、「(1) 応募資格」の全ての要件を満たしていること。

ウ ア、イを踏まえ、共同事業体委任状【様式 10】によりその代表者を定め、代表者は本市と共同事業体との意思伝達を行うこと。

エ 共同事業体の代表者は、本事業提案に参加するために必要な書類を提出すること。

オ 本事業提案の契約は、共同事業体の代表者を契約相手とする。

#### (3) 貸付対象施設

施設及び土地を貸付対象施設とします。（詳細は 3 頁）

貸付は一括貸付を原則としますが、提案内容により一部貸付も認めます。

#### (4) 事業提案に当たっての条件等

当該施設が吉田中心部の郡山城跡に位置していた宿泊施設であったことを踏まえ、移住・定住の促進及び地域の活性化と振興発展に貢献できる事業であり、地域の要望に即した活用であることとします。検討委員会からの意見書を参考にし、施設が有する機能を積極的に活用してください。

##### ① 事業提案に求める事項

ア 事業者が行う主たる機能は、宿泊施設を中心とした観光交流施設を基本とすること。

※ 意見書の中にある付加を検討していただきたい機能については、実現することが可能な内容があれば、事業計画に盛り込んでいただくことをお願いします。

イ 地域との協調・連携が可能であり、地域住民に親しみを持ってもらえる事業であること。

ウ 事業の継続性が高いこと。

#### (5) 事業提案として認められないもの

次のいずれかに該当する事業提案は認めないものとします。

ア 公序良俗に反する事業

イ 犯罪行為、又は犯罪行為に加担することとなるおそれのある事業

ウ 暴力団が関与し、又は暴力団に便宜を供与するおそれのある事業

エ 周辺環境を著しく害すると認められる事業

オ 特定の政治活動、又は宗教活動の用に供する事業

カ その他施設等の利活用として適当でないと認められる事業

#### (6) 事業期間

提案事業は5年以上実施することを原則とします。

※これに反した場合は、契約を解除し、原状回復してもらう場合があります。

#### (7) 適正な維持管理

事業者は、地域の環境に配慮するとともに、貸付対象施設の適正な維持管理に努めてください。

#### (8) 法令等の遵守

提案事業の内容によっては、建築基準法及び消防法等の関係法令に抵触する場合がありますので、関係法令や条例、市の指導を遵守してください。なお、法的手続きに要する費用等は事業者の負担となりますので、関係法令を十分理解したうえで応募してください。

(9) 実地調査

事業者の義務履行状況等を確認するために、使用状況の実地調査や事業報告を求めることがあります。

3. 貸付対象施設の詳細

<安芸高田少年自然の家>

- (1) 休止年月 平成 29 年 3 月
- (2) 住 所 安芸高田市吉田町吉田 406 番地 (都市計画区域)
- (3) 建 物 青少年教育施設 (宿泊施設)

区分	面積	構造	建築年月
本館	1762.48㎡	鉄筋コンクリート 2 階	昭和48年 3 月
三角棟	405.82㎡	鉄筋コンクリート 2 階	昭和48年 3 月
体育館	867.00㎡	鉄筋コンクリート 1 階	昭和49年 5 月
付帯施設			

- (4) 敷地面積 12,454 ㎡
- (5) 備 品 必要なものは活用していただき、不必要なものは市で処分します。

4. 貸付に関する事項

(1) 貸付使用料

① 建物

無償による貸付とします。

※維持管理に伴う光熱水費や燃料費、設備点検費用等は事業者の実費負担です。

② 土地

無償による貸付とします。

③ 備品

無償による貸付とします。

※備品の維持・更新費用等は事業者の実費負担です。

(2) 貸付期間

貸付期間は契約日より 5 年とし、期間終了後には更新できるものとします。

(3) 事業者の費用負担

① 契約に要する費用は、事業者の負担となります。

② 貸付対象施設の維持管理に要する費用は、事業者の負担となります。

③ 利用にあたって必要な貸付対象施設の改修（利用目的によっては、関係法令に対応した設備改修が必要となる場合があります。）に係る費用は、原則として事業者の負担となります。

なお、施設の改修を行う場合は、事前に市の承認を受けなければなりません。

④ 貸付対象施設の改修を行うにあたっては、国史跡指定による制約等を遵守していただきます。

国史跡指定による制約関係の県や国との窓口は、安芸高田市教育委員会生涯学習課となるため、事業者は生涯学習課と密に連携を図ってください。

⑤ 利用期間中における破損等に係る修繕費用は、事業者の負担となります。

⑥ 敷地に存在する施設、工作物及び樹木等の撤去等に係る費用は、原則としてすべて事業者の負担となります。

なお、施設、工作物及び樹木等を撤去する場合は、事前に市に承認を受けなければなりません。

⑦ 貸付期間を満了した時及び施設等の使用を中止する場合は、原状回復について別途協議を行います。

#### （４）権利義務の譲渡等の禁止

施設及び土地の使用に係る権利又は義務について、第３者への譲渡、継承及び貸与は禁止します。

## 安芸高田少年自然の家施設等の利活用に係る検討委員会からの意見書

安芸高田少年自然の家を、移住・定住及び地域の活性化に資する施設として民間活力による施設改修・施設運営によって利活用するため、これまで5回の会議を開催し、市民としての利活用ニーズについて検討しました。

### 1. 利活用の方向性

- 宿泊施設として長年活用されてきた施設であるため、今後も宿泊施設として活用したい
- 郡山城跡に隣接しているという付加価値、吉田中心部という立地を活かしたい
- 国史跡郡山城跡として課されている制約を遵守しなければならない

### 2. 利活用の意見

#### 【主たる機能】

- ◆ 宿泊を中心とした観光交流施設

#### 【付加を検討していただきたい機能】

- ◇ 飲食機能（カフェ など）
- ◇ 観光機能（郡山城跡ガイド拠点、お土産販売所 など）
- ◇ 子育て機能（子どもの遊び場、子育て世代が集まる場所 など）
- ◇ 企業機能（市内企業共通の独身寮、若手のシェアハウス など）
- ◇ 体験機能（子ども郷土環境学習への場の提供 など）
- ◇ スポーツ機能（グラウンドゴルフ など）
- ◇ 自然満喫機能（公園ゾーン、ペットふれあいゾーン など）



## 安芸高田少年自然の家施設等の利活用に係る事業提案審査委員会について

## 1. 審査委員会の設置

提案内容について審査するため、「安芸高田少年自然の家施設等の利活用に係る事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）」を設置します。

## 2. 事業提案審査のながれ

- ①参加希望表明書の提出
- ②事業提案書の提出
- ③事務局による応募資格の審査
- ④審査委員会によるプレゼンテーションおよびヒアリング
- ⑤利活用候補者の決定

## 3. 審査委員

委員の所属	名 前
学識経験者	
関係機関・地域代表・利用者代表	
関係機関・地域代表・利用者代表	
関係機関・地域代表・利用者代表	
行政	
行政	
行政	